

令和2年度答申第32号
令和2年9月7日

諮問番号 令和2年度諮問第27号（令和2年7月30日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、P事業団（以下「本件事業団」という。）が、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）10条5項の規定に基づき、懲戒免職により退職した審査請求人X（以下「審査請求人」という。）について、その退職金を減額して支給することが相当である旨の認定申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、本件申請どおり認定する処分（以下「本件認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 中小企業退職金共済法10条1項は、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、被共済者（事業主が機構との間で締結した退職金共済契約（事業主が機構に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支払うことを約する契

約をいう。以下同じ。)に基づき、機構がその者の退職について退職金を支給すべき者をいう。以下同じ。)が退職したときは、その者に退職金を支給すると規定し、同条5項は、被共済者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者(退職金共済契約の当事者である事業主をいう。以下同じ。)の申出があった場合において、「厚生労働省令で定める基準」に従い厚生労働大臣(処分庁)が相当であるとの認定(以下「退職金減額認定」という。)をしたときは、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、退職金を減額して支給することができる」と規定している。

(2) 上記(1)の「厚生労働省令で定める基準」(以下「退職金減額の認定基準」という。)については、中小企業退職金共済法施行規則(昭和34年労働省令第23号)18条が次の各号のとおりとすると規定し、同条3号には、「正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したこと又は雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。」が掲げられている。

そして、中小企業退職金共済法施行規則は、退職金減額の手続について、次のとおり規定している。

ア 共済契約者は、退職金減額認定を受けようとするときは、被共済者の退職事由が退職金減額の認定基準に該当するものであることを明らかにした退職金減額認定申請書を処分庁に提出しなければならない(21条1項)。

イ 共済契約者は、退職金減額の申出をするときは、退職金減額の理由となるべき退職事由、減すべき退職金の額等を記載した退職金減額申出書に退職金減額認定があったことを証する書類を添付して機構に提出しなければならない(20条1項)。

ウ 機構は、共済契約者が申し出た額によって、退職金の減額を行う。ただし、機構は、共済契約者が申し出た額による退職金の減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、減すべき額を変更することができる(19条1項、3項)。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 本件事業団は、平成28年7月30日付けで、審査請求人に対し、本件事業団の就業規則43条1項1号(「業務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき」)及び2号(「法令、寄附行為、並びにこれに基づく規則に違反し、又は不正な行為があったとき」)の規定により、懲戒処分として

懲戒免職を命じ、これにより、審査請求人は、退職した。

(就業規則、懲戒処分書)

- (2) 本件事業団は、平成28年8月12日、中小企業退職金共済法施行規則21条1項の規定に基づき、処分庁に対し、審査請求人については、その退職が審査請求人の責めに帰すべき事由によるものであり、退職金を減額して支給することが相当である旨の認定申請（本件申請）をした。

(退職金減額認定申請書)

- (3) 処分庁は、平成30年2月14日付けで、本件事業団に対し、審査請求人については、その退職が審査請求人の責めに帰すべき事由によるものであり、退職金を減額して支給するのが相当である旨の認定処分（本件認定処分）をした。

(退職金減額認定申請書の認定欄)

- (4) 本件事業団は、平成30年2月23日、中小企業退職金共済法施行規則20条1項の規定に基づき、機構に対し、審査請求人の退職金の減額割合を100分の30とするとの申出をした。

(退職金減額申出書)

- (5) 機構は、上記(4)の申出を相当と認め、審査請求人の退職金を100分の30減額して支給することを決定し、その旨を平成30年4月23日付けで審査請求人に通知した。

(「退職金の支給について（ご通知）」と題する書面)

- (6) 審査請求人は、平成30年7月17日、審査庁に対し、本件認定処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (7) 審査庁は、令和2年7月30日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件事業団がした審査請求人の懲戒免職（以下「本件免職」という。）は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当なものとはいえず、懲戒権を濫用したものであり、無効である。したがって、審査請求人の退職を前提とする本件認定処分は取り消すべきである。
- (2) 本件免職の事由とされた審査請求人の行為は、上司の業務指示に基づくものであり、審査請求人は、この業務指示に従わざるを得ない状況にあっ

たこと、本件事業団が業務上横領を理由として審査請求人を告訴したが、審査請求人は、嫌疑不十分により不起訴処分とされたことなどに鑑みると、審査請求人の行為には悪質性は認められないし、本件では、25年余りにわたる審査請求人の継続勤務による功績を減少させるような事情も認められない。したがって、仮に、本件免職が有効であったとしても、退職金を減額すべき正当な理由はないから、本件認定処分は取り消すべきである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

処分庁は、本件事業団の小口現金の管理業務及び駐車場利用料の回収業務を担当していた審査請求人が、駐車場精算機から回収した駐車場利用料から現金合計350万円以上を抜き取り、それを小口現金の不足額の補填に充てるという不適切な処理を行っていたとして、本件認定処分をした。

審査請求人は、上記の不適切な処理は上司の業務指示に基づくものであり、審査請求人が現金を領得した事実はなく、審査請求人の行為に悪質性は認められないこと、本件に関し、審査請求人は、業務上横領の被疑事実で告訴されたものの、不起訴処分（嫌疑不十分）とされたこと、審査請求人は25年余りの長期間にわたり誠実に職務を行った功績があることを指摘して、退職金を減額すべき正当な理由はないと主張している。

しかし、審査請求人は、上司に報告の上で、小口現金の不足額を補填するためにした行為であったとはいえ、駐車場精算機から回収した駐車場利用料から現金を抜き取るという不適切な処理を行い、350万円以上もの額の不足を生じさせ、本件事業団から懲戒免職されたのであるから、こうした不適切な処理は、中小企業退職金共済法施行規則18条3号の「雇用契約に関し著しく信義に反する行為」に該当するものであり、審査請求人の上記主張は、本件認定処分の妥当性に影響を与えるものではない。

したがって、本件認定処分は違法又は不当なものとはいえないから、本件審査請求は棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 平成30年7月17日

審査請求の補正書の提出	: 同月 25 日
審理員の指名	: 同年 10 月 26 日 (補正書の提出から約 3 か月)
反論書の提出期限	: 平成 31 年 1 月 4 日
審理員意見書の提出	: 令和元年 10 月 31 日 (反論書の提出期限から約 10 か月)
本件諮問	: 令和 2 年 7 月 30 日 (本件審査請求の受付から約 2 年)

- (2) そうすると、本件では、審査請求人からの審査請求の補正書の提出から審理員の指名までに約 3 か月を要するとともに、反論書が提出されずにその提出期限を徒過してから約 10 か月を経過した後に審理員意見書が提出された結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約 2 年もの長期間を要している。

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1 条 1 項参照）から、本件審査請求の受付から本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。審査庁においては、審理手続の迅速化を図るため、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件認定処分の違法性又は不当性について

- (1) 中小企業退職金共済法 10 条 5 項及び中小企業退職金共済法施行規則 18 条によれば、被共済者がその責めに帰すべき事由により退職した場合であって、その退職事由が退職金減額の認定基準に該当するときに、処分庁は、退職金減額認定をすることとされている。

審査請求人は、懲戒免職により退職している（上記第 1 の 2 の(1)）から、その退職について審査請求人に帰責事由があることは明らかであり、本件では、審査請求人の退職事由が退職金減額の認定基準に該当するかが問題となっている。

- (2) そこで、審査請求人の退職事由が退職金減額の認定基準に該当するかについて検討する。各項末尾掲記の資料によれば、以下の事実が認められる。
ア 本件事業団の就業規則 43 条 1 項は、理事長は、職員が次の各号に該

当するときは、懲戒処分をすることができる」と規定し、その1号には「業務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき」が、その2号には「法令、寄附行為、並びにこれに基づく規則に違反し、又は不正な行為があったとき」が掲げられている。そして、同条2項は、懲戒処分の内容は、戒告、減給、停職又は免職とすると規定している。

(就業規則)

イ 本件事業団は、平成28年7月30日付けで、審査請求人に対し、本件事業団の就業規則43条1項1号及び2号の規定により、懲戒処分として懲戒免職（本件免職）を命じた。

(懲戒処分書)

ウ 本件免職の理由の要旨は、以下のとおりである。

(ア) 小口現金の不適切管理及び不正出金

審査請求人は、会計担当者として、本件事業団の小口現金の管理及び入出金業務を担当していたが、

- ① 会計帳簿による管理及び小口現金の確認等を怠ったため、平成23年頃から、小口現金の不足を度々生じさせ、
- ② (イ)の①記載の回収した駐車場利用料から抜き取った現金で(ア)の①記載の小口現金の不足を補填するという不適切な会計処理を複数回行い、
- ③ 小口現金の出金の必要がなかったにもかかわらず、本件事業団の預金口座から小口現金として30万円を出金し、管理を怠ったため、その用途及び所在を不明にした。

(イ) 駐車場利用料の不正処理

審査請求人は、事業団が運営するホールの駐車場利用料の回収業務を担当していたが、

- ① 平成25年4月から平成27年4月までの間に、少なくとも84回にわたり、回収した駐車場利用料から現金合計354万4,300円を抜き取り、本件事業団の預金口座に入金せず、
- ② 平成25年4月から平成27年4月までの間に、駐車場利用料の回収時に駐車場精算機から打ち出されるレシートを意図的に廃棄した。

(処分理由書、広報誌)

エ 上記ウのうち、(ア)の②（不適切な会計処理）及び(イ)の①（駐車場利用料の不正処理）については、審査請求人が間違いないと認めている。

（「退職金減額認定申請に係る照会について」と題する書面、退職金減額認定申請に係る「回答書」）

そうすると、本件免職の理由（すなわち、審査請求人の退職事由）のうち、上記ウの(ア)の②（不適切な会計処理）及び(イ)の①（駐車場利用料の不正処理）については、本件事業団と審査請求人の間において争いが無いところ、これらの行為が中小企業退職金共済法施行規則18条3号（「正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱した事又は雇用契約に関し著しく信義に反する行為」）に該当することは明らかである。

そして、処分庁も、「本件は、中小企業退職金共済法第10条第5項及び中小企業退職金共済法施行規則第18条第3号（正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱した事又は雇用契約に関し著しく信義に反する行為）に該当」するとして、本件認定処分をしている（「退職金減額認定の調査内容について」と題する書面）。

したがって、本件認定処分に違法又は不当な点は認められない。

- (3) なお、審査請求人は、本件免職は懲戒権を濫用した無効なものであると主張する（上記第1の3の(1)）が、本件免職の有効無効については、本件とは別の手続（民事訴訟等）で争うべきであるから、審査請求人の上記主張は、失当である。

また、審査請求人は、仮に、本件免職が有効であったとしても、審査請求人の行為には悪質性は認められないし、本件では、25年余りにわたる審査請求人の継続勤務による功績を減少させるような事情も認められないから、退職金を減額すべき正当な理由はないとも主張する（上記第1の3の(2)）が、それらの事情は、機構が退職金減額決定をする際に考慮すべき事柄である（中小企業退職金共済法施行規則19条1項、3項）。したがって、審査請求人は、機構がした退職金減額決定の当否を争っているものと解されるが、この点については、当審査会の審査の対象外であって、本件とは別の手続（中小企業退職金共済法84条の審査の申立て）で争うべきであるから、審査請求人の上記主張も、失当である。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原				優
委	員	中	山	ひ	と	み
委	員	野	口	貴	公	美